

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 千葉県
（氏名） A

上記被審人に対する平成23年度（判）第28号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金131万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年5月30日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年3月29日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

被審人は、大阪市北区梅田一丁目3番1-400号に本店を置き、法に規定する金融商品取引業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部及び大阪証券取引所市場第二部に上場されている高木証券株式会社（以下「高木証券」という。）の顧問であったものであるが、平成22年10月18日までに、その職務に関し、①同社の平成23年3月期第2四半期の決算において訴訟損失引当金繰入額として55億9000万円の特別損失を計上することが確実にされた旨の、同社の業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実、②同社の業務執行を決定する機関が、既に行う決定をし、公表がされていた平成23年3月期の中間配当を行わないことを決定した旨の重要事実、及び③同社の同期の期末配当について、平成22年7月28日に公表された予想値は3円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は0円となり、公表された直近の予想値と比較して、新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実をいずれも知りながら、法定の除外事由がないのに、上記各事実の公表がされた平成22年10月26日午後3時ころより前の同月22日午前9時4分ころから同月26日午後零時32分ころまでの間、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、C（妻）名義で、自己の計算において、高木証券の株式合計4万2000株を売付価額合計450万8000円で売り付けたものである。

2 法令の適用

法175条1項1号、166条1項1号、2項1号ト、2号イ及び3号、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令51条4号、法176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法175条1項1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (105 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 106 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 107 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株} \\ & \quad + 108 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 109 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} + 110 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) \\ & - (76 \text{ 円} \times 42,000 \text{ 株}) \\ & = 1,316,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,310,000円となる。